

ID: 540

担当部署: 都市建設課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示		
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第44条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持) 第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。第51条の2及び第51条の3を除き、以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。 2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。 政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準) 第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。 (1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。 (2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができるものと認められる容量を確保させること。			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日